

6| 前項の職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて附則別表第二(医療職給料表(二)の適用を受ける職員にあつては別表第三の二)に掲げる調整基本額(その額が給料月額百分の四・五を超えるときは、給料月額百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る附則別表第一下欄に掲げる調整数を乗じて得た額(地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつてはその額に病院事業職員勤務時間等規程第二条第一項の規定により定められたその者の勤務時間を、地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ同項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

7| 18 (略)

4| 15

(略)

附則別表第一

職員	調整数
保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学士、管理栄養士、栄養士、心理療法士、医療ソーシャルワーカー、胚培養士及び遺伝カウンセラー	〇・二

附則別表第二

イ 行政職給料表

職務の級	調整基本額
一級	八、四〇〇円
二級	九、六〇〇円
三級	一〇、四〇〇円
四級	一一、一〇〇円
五級	一二、〇〇〇円
六級	一二、六〇〇円
七級	一四、二〇〇円

ロ 医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
一級	八、七〇〇円
二級	九、六〇〇円
三級	一〇、二〇〇円
四級	一一、四〇〇円

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の広島県病院事業職員給与規程（以下「改正後給与規程」という。）の規定は、令和四年二月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の広島県病院事業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後給与規程の規定による給与の内払とみなす。